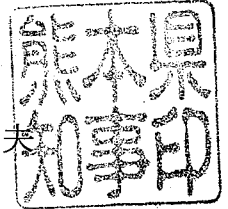




農林水第187号
監第393号
平成23年6月30日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県知事 蒲島郁夫



県工事における県内下請業者等への優先発注等について

本県において、建設産業は社会資本整備や防災、災害復旧などにおいて重要な役割を果たしていただいておりますが、建設投資の全国的な減少傾向など建設産業をとりまく環境は大変厳しく、かつ不透明な状況が続いております。

本県では、平成23年6月1日から県工事の入札にかかる格付及び発注標準等の改正を行いました。特に小規模事業者の方々の今後の県工事の受注、またひいては地域経済や雇用に対する影響は少なくないものと考えています。

これらの事業者が活力を持続し、健全な経済活動を継続していくためには、経営強化に向けた自助努力だけでなく、県・市町村等の自治体、さらには業界をリードする企業などが一体となって、小規模事業者の受注機会の維持に努めていく必要があると考えているところです。

つきましては、県工事を受注された企業におかれましては、下請工事等の発注に際して、県中小企業振興基本条例、並びに県土木工事共通仕様書の趣旨に則り、できる限り地元業者へ優先発注いただくとともに、建設業法に規定される「不当に低い請負代金の禁止」(第19条の3)等の条項も遵守のうえ、小規模事業者の経営に配慮した発注を行っていただくよう要請いたします。

熊本県中小企業振興基本条例をここに公布する。

熊本県中小企業振興基本条例

熊本県の中小企業は、これまでの経済活動を通して地域の歴史、伝統、文化を育み、県内全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として、本県の発展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、国際化や少子高齢化の急速な進展、人口減少社会の到来など社会構造が大きく変化する中、中小企業は極めて厳しい経営環境にあり、そのことが地域社会全体に与える影響は非常に大きいものがある。

このような状況の中、活力と希望あふれる熊本を築くためには中小企業の自助努力はもちろん、意欲ある中小企業を社会全体で育て支援していくことが重要である。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題として位置づけ、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第6条に定める地方公共団体としての県の責務を果たすため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が熊本県の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図ることにより、熊本県経済の活性化及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的かつ創造的な産業活動が助長されることを旨として、推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術及び優れた産業基盤並びに豊かな自然、歴史、伝統、文化等の県内各地域が特性として有する地域資源の持続的活用を図ることにより、推進されなければならない。

(基本方針等)

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、中小企業の支援を行う体制の充実及び強化を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出の促進
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保
- (3) 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携の促進及び産業の集積化
- (4) 研究開発及び事業活動を担うべき人材の育成及び確保
- (5) 中小企業における研究開発の推進及びその成果の普及並びに産学行政の連携の推進
- (6) 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展の促進

- (7) 中小企業者の振興に資する企業立地の促進
- (8) 地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動を促進する環境の整備
- (9) 安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備

2 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ※ (1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。
- (3) 中小企業者の経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実に努めること。
- (4) 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等に対し施策の充実及び改善を要請すること。
- (5) 市町村が取り組む中小企業の振興策について、必要な支援を行うよう努めること。
- (6) 地域、産業界及び大学等と連携を図り、効果的な施策の実施に努めること。

(財政上の措置)

第5条 県は、前条の基本方針に基づき施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生の上昇に自主的に努力を払い、県民への安全で安心な製品等の供給及び役務の提供に努めるとともに、県産品の利活用、商工団体等への加入等により、地域貢献に努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第7条 県民は、中小企業の振興が県民相互の生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

土木工事共通仕様書（別冊）

平成20年10月

熊本県土木部

※ 2-2-5 県産資材、県内企業及び誘致企業の優先使用

使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること。

なお、県産資材、県内企業及び誘致企業とは、以下に該当するものをいう。

- (1) 県産資材とは、県内で産出、生産又は製造されたものをいう。
- (2) 県内企業とは、県内に主たる営業所を置く建設事業者をいう。
- (3) 誘致企業とは、県内に誘致された企業をいう。